

議案第 140 号

伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年伊賀市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 1 の項特定個人情報の欄中「規定する事項」の次に「(以下「住民票関係情報」という。）」を、「知的障害者に関する情報」の次に「(以下「障害者関係情報」という。）」を加え、同表 2 の項特定個人情報の欄中「(平成 17 年法律第 123 号)」を削り、「給付等の支給に関する情報」の次に「(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を加え、「(昭和 40 年法律第 141 号) による妊娠」を「による妊娠」に改め、同表に次のように加える。

3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。